

青色申告のために、特にむずかしい帳簿をつける必要はありません。

## 必要な帳簿

青色申告のできる人は、製造業、商業、サービス業、農業など事業所得のある人、地代や家賃収入など不動産所得のある人、そして山林所得のある人です。

現在、全国で青色申告をしてい

る人は、三百四十三万人と、青色

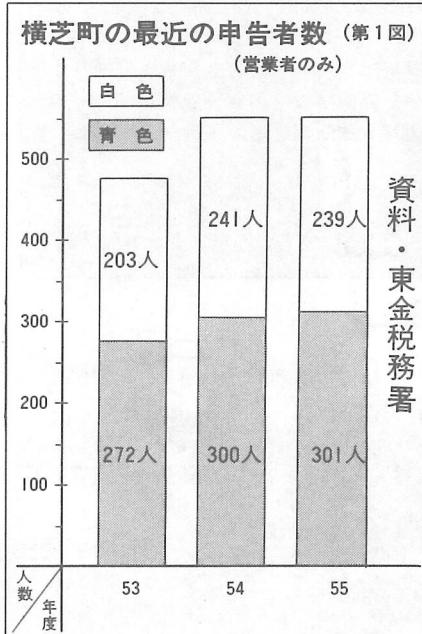
申告制度の始まった昭和二十五年

の約三十一倍となつております。

横芝町で、昭和五十六年に青色

申告をした人(営業者は、三百一

人、約五十六%)をしめています。



## 資料・東金税務署

人。通常は、現金出納帳を中心とした、次の五冊の簡易帳簿で十分です。

- 売掛帳
- 経費帳
- 現金出納帳
- 買掛帳
- 固定資産台帳

また、規模の小さい事業者で現

●青色申告控除……青色申告をしている人は、一律十万円が所得金額から控除されます。ただし、所得から事業主報酬を控除して、残額は法人と同じような課税方

●青色専従者給与……事業主の配偶者や十五歳以上の親族で、ほとんどその事業に従事している人に支払った給与は、全額必要経費となります。ただし、給与額は常識的に見て妥当な範囲であることが必要です。

●貸倒引当金……売掛金などの貸倒れに備えて、年末の売掛金や貸付金の五・五%(金融業の場合は三・三%)までの金額を必要経費にすることができます。

●純損失の繰越しと繰戻し……青色申告のために、特にむずかしい帳簿をつける必要はありません。

さ。

き。

## 青色申告のおすすめ

# 有利な特典が約四〇三〇〇万円の所得で十一万円税金が安くなる

青色申告とは、毎日の取引きをきちんと帳簿に記入し、その帳簿にもとづいて所得や税額を申告すると、税金面で有利な特典が受けられる制度です。

また、帳簿をつけることにより、経営の内容や在庫などの状況も分かり、経営の健全化、合理化に役立つという効果もあり、毎年、青色申告をする人が増えています。

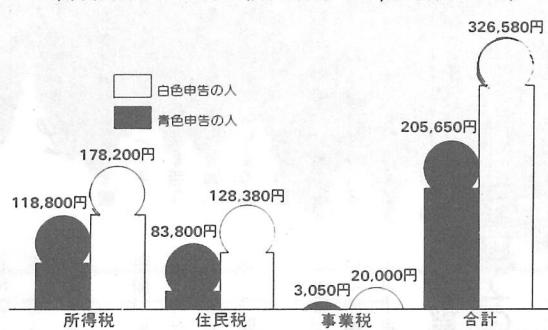
金主義による所得計算の適用を受けることについて税務署に届けている人は、「現金式簡易帳簿」だけでよいことになっています。

## 申告の特典

(第2図)

### 青色申告をするとこんなに安くなる税金

(年間所得が300万円の場合、合計で120,930円安くなる)



- 妻がもっぱら事業に従事して、毎月5万円の給料と年2か月のボーナスを支給……………700,000円
  - 年末の商品的な卸高……………1,000,000円
  - 年末の売掛金残高……………500,000円
  - 扶養親族……………子供2人146,000円
  - 社会保険料支払額……………100,000円
  - 生命保険料支払額(短期)……………4,000円
- \*青色申告の人は、みなし法人課税を選択しないものとして計算しました。